

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム
共催及び後援名義使用承認事務要綱

平成 22 年 04 月 01 日 制定

平成 22 年 10 月 01 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「さがまちコンソーシアム」という。）の共催及び後援（以下「共催等」という。）の名義使用承認にかかわる事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(団体の範囲)

第 2 条 さがまちコンソーシアムの共催等は、事業の主催者が次の各号のいずれかに該当するものについて行うことができる。

- (1) 国、県、市町村その他の公共団体又は公共性のある法人
- (2) 事業内容がさがまちコンソーシアムの目的に適うもの（以下「事業」という。）で、おおむね次の条件を備えている法人その他の団体
 - ア 主催者の存在が明確であること。
 - イ 規約、会則等の定めがあり、団体意思が明らかであること。
 - ウ 堅実な活動実績を有し、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- (3) 企業又は営利団体（第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する内容の事業を行う場合に限る。）

(共催)

第 3 条 さがまちコンソーシアムは、前条に規定する法人その他の団体（以下「団体」という。）が行う事業で、次の各号の一に該当するものについて共催することができる。

- (1) さがまちコンソーシアムが経費（補助金を含む。）を負担している事業
- (2) さがまちコンソーシアムが企画又は運営に参加している事業
- (3) 前各号に定める事業に準ずるもので、さがまちコンソーシアムが特に必要であると認める事業

(後援)

第 4 条 さがまちコンソーシアムは、団体が行う事業で、次の各号に該当する場合は、その事業に対して後援することができる。

- (1) 事業内容が、特定の会員を対象としない一般公開のものであること。
- (2) 営利を目的としない公益性のある事業内容であること。
- (3) 入場料、観覧料、参加料等を徴収するときは、その額が適正であること。
- (4) 公衆衛生、災害防止等について十分配慮されていること。

2 前項に定める事業に準ずるもので、さがまちコンソーシアムが特に必要であると認める事業についても後援することができる。

(共催等を行わない事業)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する事業に対しては、共催等を行わない。

- (1) 特定の政治活動、宗教活動に関係している事業
- (2) 専ら営利を目的とした事業

- (3) 特定の思想・史観・立場にくみすると捉えられる恐れのある事業
 - (4) 公序良俗に反する事業、又は社会的な悪影響を与える恐れのある事業
 - (5) その他さがまちコンソーシアムの方針に反し、共催等を行うことが不相当と認められる事業
- 2 共催等の事業の実施について、申請と異なる内容が判明したとき、関係法令に違反したとき、第7条第2項の指示若しくは条件に違反したとき、又は第7条第3項の名義の使用に違反したときは、共催等の名義使用承認を取消することができるとともに、以後、共催等は行わないことができる。

(申請の手続)

第6条 共催等の名義を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、事業を実施しようとする日の10日前までに共催等名義使用承認申請書(第1号様式。以下「使用承認申請書」という。)に次に掲げる資料を添付し、さがまちコンソーシアムに提出するものとする。

- (1) 主催する団体の規約及び組織の資料
- (2) 申請事業にかかわる実施要領及び経費の収支予算書
- (3) その他申請事業実施にかかわる資料

2 前項の規定にかかわらず、さがまちコンソーシアムが共催等の申請にかかわる資料を既に保有しているとき又は第2条から第4条までの規定に該当し、共催等の名義使用の承認が明らかなどときその他さがまちコンソーシアムが認めたときは、前項に規定する資料の全部又は一部の添付を省略させることができる。

(承認通知)

第7条 さがまちコンソーシアムは、第6条の規定による使用承認申請書の提出があった場合において、その使用を、承認するときは共催等名義使用承認通知書(以下「使用承認通知書」という。)により、承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 さがまちコンソーシアムは、使用承認通知書の交付にあたり、必要な指示又は条件を付することができる。

3 申請者は、第1項の使用承認通知書の交付を受けるまでは、いかなる文書、図書等にもさがまちコンソーシアムの名義を記載することができない。ただし、さがまちコンソーシアムが特に認めた場合はこの限りでない。

(事業報告)

第8条 申請者は、前条の規定による承認を受けて実施した事業が終了したときは、事業終了後30日以内に事業報告書(第2号様式)をさがまちコンソーシアムに提出するものとする。ただし、特段の事情により、事業終了後30日以内に事業報告書の提出ができない場合には、できる限り速やかに提出するものとする。

(事務等)

第9条 共催等の承認事務は、さがまちコンソーシアム事務局が行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表理事(会長)が別に定める。

附則

この要綱は、一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの設立の登記の日(平成22年4月1日)から施行する。

附則
この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

共催等名義使用承認申請書			
			年 月 日
公益社団法人 相模原・町田大学地域コンソーシアム 代表理事 ○○ ○○ 様			
申請者 所在地 団体名 代表者 電 話			
◎			
次の事業について、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの（共催・後援）の名義使用承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。			
事業名称			
事業内容			
実施期間	年 月 日から	年 月	日まで
実施場所			
入 場 料	<input type="checkbox"/> 有（ 円） <input type="checkbox"/> 無	入場予定者数	人
参 加 料	<input type="checkbox"/> 有（ 円） <input type="checkbox"/> 無	参加予定者数	人
名義を使用 したい理由			
添付書類	1 団体の規約・会則 2 会員名簿 3 実施要領 4 収支予算書 5 チラシ・パンフレット等 6 その他（ ）		
他の依頼先	共催（ ） 後援（ ）		
そ の 他	<input type="checkbox"/> 初めて（共催・後援）申請する。 <input type="checkbox"/> 例年（共催・後援）を受けている。		

共催等名義使用承認通知書

〇〇 〇〇 (団体名)
〇〇 〇〇 (代表者) 様

年 月 日に申請があった (共催・後援) 名義の使用については、次の条件を付して承認します。

平成 年 月 日

公益社団法人
相模原・町田大学地域コンソーシアム
代表理事 〇〇 〇〇 印

事業名称			
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで		
実施場所			
入 場 料	<input type="checkbox"/> 有 (円) <input type="checkbox"/> 無	入場予定者数	人
参 加 料	<input type="checkbox"/> 有 (円) <input type="checkbox"/> 無	参加予定者数	人
承認条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書の内容に変更があった場合は、ただちに届け出て下さい。 2 共催等名義使用承認通知書の交付後に、さがまちコンソーシアムの名義を使用して下さい。 3 申請書に虚偽があった場合又はさがまちコンソーシアムが必要と認めた場合は、承認を取り消すことがあります。その場合、申請者が損害を受けても、さがまちコンソーシアムはその賠償の責めを負いません。 4 事業終了後、原則として30日以内に事業報告書(第2号様式)を提出して下さい。 		

第 2 号様式（第 8 条関係）

事業報告書			
年 月 日			
公益社団法人 相模原・町田大学地域コンソーシアム 代表理事 ○○ ○○ 様			
申請者 所在地 団体名 代表者 電話			
◎			
年 月 日付、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの（共催・後援） 名義の使用承認を受けて実施した事業は、次のとおり終了したので報告します。			
事業名称			
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで		
実施場所			
入場料	<input type="checkbox"/> 有（ 円） <input type="checkbox"/> 無	入場者数	人
参加料	<input type="checkbox"/> 有（ 円） <input type="checkbox"/> 無	参加者数	人
事業成果			
ポスター等の配布先			
添付書類	1 収支決算書 2 その他（ ）		